

気候変動対応オペにかかる対象投融資に関する基準および
適合性の判断のための具体的な手続きの開示

2024 年 5 月 27 日

当行は、日本銀行が行う気候変動対応を支援するための資金供給オペレーションの利用に際して、わが国の気候変動対応に資する投融資（以下「対象投融資」）と判断するにあたっての基準および適合性の判断のための具体的な手続きについて、次のとおり開示します。

I．国際原則または政府の指針に適合する投融資

1．グリーンローン

（1）対象投融資の基準

当行では、次に掲げる国際原則・政府の指針を基準として、これらに適合した投融資をグリーンローンと判断している。

- ・グリーンローン原則（ローンマーケット協会）
- ・グリーンローン及びサステナビリティ・リンク・ローンガイドライン（環境省）

（2）上記（1）の基準への適合性の判断のための具体的な手続き

各種原則への準拠について、外部評価（調達資金の使途やプロジェクトの評価および選定プロセス、調達資金の管理、レポーティングなどの要素）を受けております。

2. グリーンボンド（サステナビリティボンドを含む。）

（1）対象投融資の基準

当行では、次に掲げる国際原則・政府の指針を基準として、これらに適合した投融資をグリーンボンドと判断している。

- ・グリーンボンド原則（国際資本市場協会）
- ・グリーンボンドガイドライン（環境省）

（2）上記（1）の基準への適合性の判断のための具体的な手続き

当行では、外部評価を受けているグリーンボンド（サステナビリティボンド含む）へ投資しております。

3. サステナビリティ・リンク・ローン（気候変動対応に紐づく評価指標が設定されているものに限る。）

（1）対象投融資の基準

当行では、次に掲げる国際原則・政府の指針を基準として、これらに適合した投融資をサステナビリティ・リンク・ローンと判断している。

- ・サステナビリティ・リンク・ローン原則（ローンマーケット協会）
- ・グリーンローン及びサステナビリティ・リンク・ローンガイドライン（環境省）

（2）上記（1）の基準への適合性の判断のための具体的な手続き

各種原則への準拠について、外部評価（企業のサステナビリティに関する戦略とSPTsの関係や適切なSPTsおよびインセンティブの設定、レポートニングなどの要素）を受けております。

4. サステナビリティ・リンク・ボンド（気候変動対応に紐づく評価指標が設定されているものに限る。）

（１）対象投融資の基準

当行では、次に掲げる国際原則・政府の指針を基準として、これらに適合した投融資をサステナビリティ・リンク・ボンドと判断している。

・サステナビリティ・リンク・ボンド原則（国際資本市場協会）

（２）上記（１）の基準への適合性の判断のための具体的な手続き

当行では、外部評価を受けているサステナビリティ・リンク・ボンドへ投資しております。

5. トランジション・ファイナンス

（１）対象投融資の基準

当行では、次に掲げる国際原則・政府の指針を基準として、これらに適合した投融資をトランジション・ファイナンスと判断している。

・クライメート・トランジション・ファイナンス・ハンドブック（国際資本市場協会）
・クライメート・トランジション・ファイナンスに関する基本指針（金融庁、経済産業省、環境省）
・グリーンローン原則（ローンマーケット協会）
・グリーンローン及びサステナビリティ・リンク・ローンガイドライン（環境省）
・サステナビリティ・リンク・ローン原則（ローンマーケット協会）
・当該案件の業界にかかるロードマップ

（２）上記（１）の基準への適合性の判断のための具体的な手続き

各種原則等への適合性について外部評価を取得していることを確認しております。

ロードマップが存在している分野にかかるトランジション・ファイナンスについては、当該ロードマップとの整合性も合わせて確認しております。

Ⅱ．Ⅰ．に準じる投融資

1．類型その1

(1) 対象投融資の基準

当行では、Ⅰ．に準じる投融資として、次に掲げる当行独自の基準・定義等に適合した投融資を対象投融資と判断している。

資金使途が以下のとおり限定されていること

- ・環境・エネルギー事業（再エネ・省エネ・ESCO 事業等）
- ・資源確保・リサイクル事業
- ・その他環境分野に関連する事業

また、環境・社会に負の影響を与える可能性の高い資金使途の投融資については、規制しております。

(2) 上記(1)の基準の策定および(1)の基準への適合性の判断のための具体的な手続き

当行独自の基準については、資金使途を「グリーンローン原則」等に定めるグリーンプロジェクトに沿う形で、関係部署にて定めております。

また、基準への適合性については、環境・社会に負の影響を与える可能性の高い資金使途の投融資を行わないこととする取組方針（セクターポリシー）を定め、これに従い判断しております。

2．類型その2

(1) 対象投融資の基準

当行では、Ⅰ．に準じる投融資として、次に掲げる当行独自の基準・定義等に適合した投融資を対象投融資と判断している。

以下の要件をすべて満たす融資であること

- ① 「ポジティブインパクト金融原則」や地公体が定める温暖化対策に係る制度に適合すること
- ② 融資先が気候変動対応に紐づいたK P I（温室効果ガスの削減計画など）を設定していること
- ③ 融資の実行期間中、K P Iの達成状況を確認する仕組みがあり、年1回見直しを行っている。

(2) 上記(1)の基準の策定および(1)の基準への適合性の判断のための具体的な手続き

当行独自の基準については、「サステナビリティ・リンク・ローン原則」等の定めに沿う形で、関係部署にて定めております。

また、基準への適合性については、当該投融資において気候変動への取り組みを推進するためのインセンティブを組み込み、その仕組みが外部機関等との協業などを通じて担保できているかを確認の上、判断しております。

以 上